

# 鳥を追い払う

## —鳥害防除法の一考察—

田中 裕子

### 1 はじめに

田圃の緑が薄れ稲穂が顔をのぞかせる頃、鳥の害を防ぐためのさまざまな飾り物をそちこちで見ることができる。

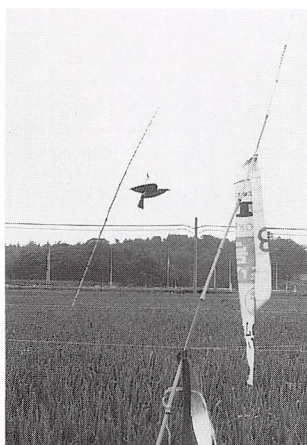
多く目に付くのは、赤と銀色に輝くビニールテープ、黒色あるいは不要となったカラフルなビニール袋、今では懐かしく思える案山子もわずかながらお目にかかれる。鳥の目玉を模したモビール(?)が同類の鳥除けに効果的であるとして大目玉やふくろうの顔のような物があったことは知っていたが、彼らの天敵である猛禽類そのものの形をしたものや、果ては鳥の死がい(死骸)を模した物まであるのには驚かされた。実際に鳥の死がいを掲げている田圃を秩父地方で見たことがあるので、そうした効果をねらって「鳥の死がい型モビール」の出現となったのであろう。興味津々、さらによく観察してみると、シュロ皮の束・空き缶・赤ちゃん用の回転式オルゴール・眼光鋭い猫のモビール(紙製)・竹竿の先に茄子を刺したり馬鈴薯を刺している事例もあった。

少し攻撃的になると、時折辺り一面に響き渡る雀脅しの空砲を備えたりもしている。果樹園では作物に網を張り巡らせているのをよく見かけるが、田圃に漁撈用の三枚網を仕掛けているところもあった。もちろん魚を捕るのではなく、雀を遠ざけようとしての所業である。これほどまでに大掛かりでなくとも他にも田圃に網を張る事例はいくつか見られた。

こうして見ると、鳥の害を防ぐために人々は少なからず知恵を絞っていることが窺える。この稿では、鳥類と人類との作物を巡る攻防を探ってみようと思う。



シュロ皮(加須市)



猛禽類型(江南町)



赤ちゃん用オルゴール(川島町)

## 2 農作物にもたらされる被害

農作物には五穀の類として、稲（水稲）・麦・豆・粟・きびとこれに準ずる作物がある。他には野菜・果物・家畜なども作物として考えてよいものであろう。人々は、これを守るためにあらゆる災害を排除してきた。天候による災害も甚大な物であったが、動物による害も少なからずあったに違いない。

とくに、無数の大群で押し寄せ<sup>いんこ</sup>る蝗等の害虫に関しては、古来よりその被害のすさまじさが語り伝えられている。行政文書にもその害の報告書が残されている（註1）。鳥も群れをなして飛来するものであるが、数から言えば虫類の比ではなく一羽ずつ保<sup>し</sup>護することも可能である。

山村での猪害（イノシシ・シカ）は深刻で、猪除けも各地に見られる。近頃のニュースでは、「山を追われて里に下りてきた……云々」と環境問題を取り上げているようであるが。獣というと、熊・猪・鹿・猿などの大型獣がおもい浮かぶ。他にも狐・狸・いたち・かわうそ・鼠などの中小動物も若干の害を及ぼしていたようである。いずれの動物も農作物を食物としてとらえられているので、彼らによる害といえば種子や実や果実、あるいは家畜としての鶏・あひる・養魚類を食されてしまうことである。また、直接食べることがなくても、その土地を通ったために作物を踏み倒すこともあったであろう。

変わったものでは、蛙・もぐら・蟹などもその名が上がっている。「虫類以外の動物の害」を調査した農商務省への報告書（明治28年）に、蛙が有益であるか有害であるかを述べた行政文書がある。引用すると

「蛙ハ常ニ害虫虫卵ヲ食餌トナシ居ルモノナレバ却テ有益虫トモイフベキモノナレドモコレラノ食餌ヲ獲ンガ為メニ植物ニ飛ヒ付キ或ハ踏倒シ知ラズ識ラズ作物ヲ害スルモノナレバ害益相半バスルモノトイフベシ……後略」

とある。こうした害なら他愛ないものである。

他の動物による被害は別稿にゆずることにして、ここでは鳥類による被害を中心に述べていこうと思う。

## 3 鳥類の防除法

### （1） 予防と駆除

予め害（侵入）を防ぐ方法と、すでに侵入している動物を追い払う、捕獲する方法は異なる。前者が予防で後者が駆除といえるであろうか。駆除には狩猟などの殺生といった意味合いが強いように思われる。

ここでは鳥害を防ぐ事に着目するので「防除」という言葉を用いることとする。防除は猟ではないので捕鳥が目的ではない。捕鳥なら無双網・又手網・トリモチなどの方法がある。かすみ網は、捕鳥にも防除にも両方用いられる。

実際に被害が多くあるのは、蒔種の時期と出穂の時期である。出穂の時期については、

表1 館蔵資料に見られる防除用具

館蔵資料No	資 料 名	用 途
No.2098	カラスヨケ (行田市渡柳) 竹竿 139cm 布 84cm	大豆などをまいた時に鳥よけに畑にさして使用した。そのため、黒色の布を使う。これは、ズボンの布を利用したものである また、苗代を作った時に周囲にさしてカラスやシラサギなどをよけるのにも使用した。
No.2099	カラスヨケ (行田市渡柳) 竹竿 139cm 布 82cm	〃
No.2100	カラスヨケ (行田市渡柳) 竹竿 128cm 布 64cm	〃
No.2101	カラスヨケ (行田市渡柳) 竹竿 139cm 布 85cm	〃
No.2192	トリオイ (長瀬町岩田) 長さ 66cm 幅 40cm 重さ 10g	竹ひごと紙でできている。稲にすずめがこないようにつり下げる。風に揺られて不規則な動きをするという。 二枚の羽根は、わずかに歪曲しておりそれが功を奏しているといえよう。
No.2193	トリオイ (行田市渡柳) 長さ 66cm 幅 40cm 重さ 10g	竹ひごと紙でできている。稲にすずめがこないようにつり下げる。風に揺られて不規則な動きをするという。 風鈴型の紙面に怒ったような形相が描かれており動きのある案山子といった感じがある。
No.2210	トリオドシ (美里村小茂田) 竹竿 145cm 長さ 50cm	秋の出穂の時期に、稲の実った田にさしてすずめを威かし追うのに使用した。 表面が銀色、裏面が赤色のビニールテープを房状の束にして縛りつけてある。風にたなびくとキラキラするので簪すのに都合がよい。
No.2211	トリオイ (美里村小茂田) 竹竿 184cm ダンボール直径 30cm	秋の出穂の時期に、稲の实った田にさしてすずめを威かし追うのに使用した。すずめが寄って来ないという 円形の中央に同心円状に黒色の円が描かれているので、鳥の目のように見えるのかも知れない。両面同様に仕上げている。
No.2212	トリオイ (美里村小茂田) 竹竿 183cm ダンボール直径 30cm	〃
No.2213	トリオイ (美里村小茂田) 竹竿 176cm 杉の葉の長さ 31cm	秋の出穂の時期に、稲の实った田にさしてすずめを威かし追うのに使用した。 案山子の一種である。 雀は杉の葉が嫌いなようである。
No.2214	トリオイ (美里村小茂田) 竹竿 182cm 杉の葉の長さ 30cm	〃
No.2215	トリオイ (美里村小茂田) 竹竿 182cm 杉の葉の長さ 27cm	〃
No.2217	トリオドシ (長清町岩田) 全長 157cm 麦の長さ 27cm	苗床に鳥や白鷺などが入って荒らさないように立てる。豆などを蒔いた畑にも使用する。 麦藁の頭をやいているため、人のように見えるのだという。
No.2218	トリオドシ (長清町岩田) 全長 153cm 麦の長さ 49cm	〃
No.2219	トリオドシ (長清町岩田) 全長 119cm 麦の長さ 56cm	〃



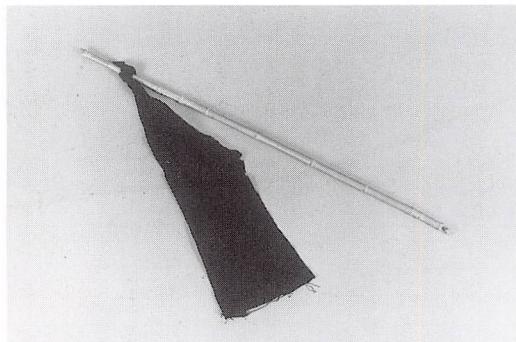
「稲は苗を植えて七十ないし八十日に出穂し、その後、早稲では十三日、中稲、晩稲では四、五十日で刈り取り適期に達するものである。」（宮崎安貞・貝原樂軒著『農業全書』「卷ノ二・五穀の類」）

という記述があり、早稲は、10日から20日早く実るので、被害が集中しやすい。田圃の全域に防除用具を備えるのは大変な手間なので今でも早稲の田圃に限って行っているところが多い。

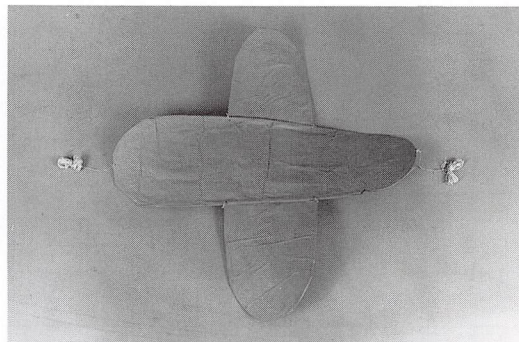
## （2） 館蔵資料に見られる防除用具

当館所蔵の鳥除け用具は、表1に示したとおりである。

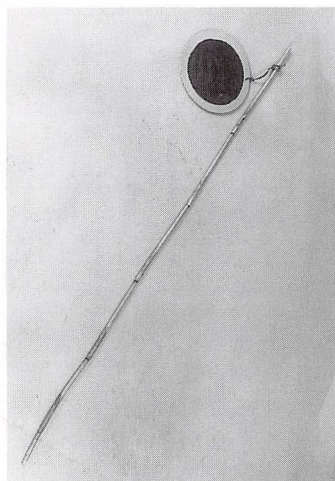
これらの資料のなかで注目されることは、No.2098からNo.2101では、「黒色」にこだわって鳥の視覚に訴えているらしいこと、No.2192からNo.2212では風力を利用していること。No.2210は新しい素材であるが、No.2192、No.2193、No.2211、No.2212はビニール製のモビールが出現する以前に作られた自家製の用具である。No.2213からNo.2215は案山子の一種であるというが、杉の葉を用いるのはその臭いに頼ったものであろうか。No.2217からNo.2219は麦わらを焼いているので人間の頭のように見えるという調書があるが、焦げた臭いは影響しないのだろうか。さらに、いずれの名称も「カラスヨケ」「トリオイ」「トリオドシ」とあるので、ここからも防除用具であることが理解できる。



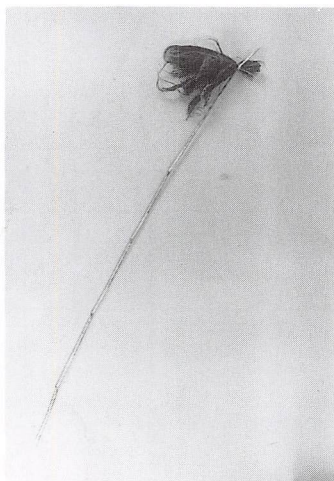
No.2101 カラスヨケ



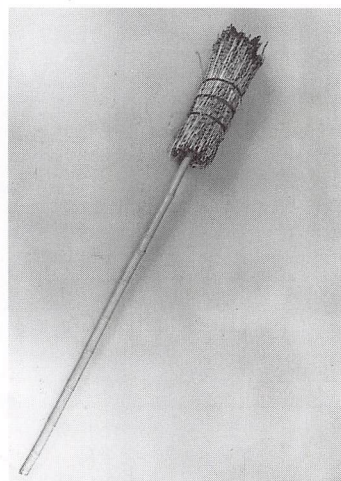
No.2192 トリオイ



No.2212 トリオイ



No.2215 トリオイ



No.2217 トリオドシ

### (3) 防除方法の分類と実際

防除方法はどのように分類できるであろうか。まず、鳥類の視覚・聴覚・嗅覚に訴えるもの、実力行使でその侵入を阻むものなどが考えられる。『日本民俗辞典』(大塚民俗学会編)でも「威し」を、田畑を鳥獣の被害から守るために鳥獣を脅して追い払うものとして以下の5つに分類している。

- ①案山子を立てる。(関西では案山子をオドシと呼ぶ所もあるという。)
- ②音を立てて追い払う。(空砲・鳴子・シシオドシ)
- ③悪臭を放つもので追い払う。(死がい・麦わらなどを焦がす)
- ④縄などをはって守る。(張り縄・ビニールテープ)
- ⑤風力を利用する。(風車・凧・張り縄類も風で揺れると効果あり。)

実際に目にする事のできる用具は、視覚に訴えて脅すものと聴覚(音)に訴えているものが多いように思われる。が、実際には嗅覚(臭い)を刺激するものがあるのかも知れない。

柳田國男は、「案山子祭」(定本13)で、カカシという名の起こりについて、「嗅ぐという語の他動形を、名詞にしたものと解するのが正しいであろう。即ち悪い臭気のするものを田畠のへりに立てて、動物の中でも主として獣類に不安を感じさせて追ひ退けることから、導かれた命名なのである。」と述べている。臭気の強いものとして、毛髪・野猪の生皮を焼き焦がして用いたらしい。とすると、館蔵資料のうち麦わらを焼いたものは焦げた臭いに効力があつたのだといえよう。竹竿の先に茄子を刺した事例について、児玉郡児玉町ではその茄子にさらに鳥の羽根を付けて鳥に模したというが、茄子が腐敗していく臭気も併せて利用したのであろう。馬鈴薯の例についても同様に考えられる。

また柳田は前掲書のなかで、「杉の小枝の赤く枯れたのを斜めにぶら下げたのは、いたちの形に似せて鳥を追う為だ」という事例を紹介している。

宮崎安貞・貝原樂軒著『農業全書』「巻九・諸木の類」にも「果樹に来る鳥を追い払う方法は、髪の毛を枝に掛けておくと、鳥が近づくかない物である。馬の毛ならなおよい。また小縄に鳥の羽かほご紙の切り裂いたものをはさんで、木の上に引っぱっておくのもよい。」という記述がある。館蔵資料のうち、杉の葉の下がったものはイタチを想定して作られたものということか。シュロの皮



茄子(江南町)



馬鈴薯(寄居町)



の束を用いている事例もこれに該当するようだ。理由は忘れられて形だけが伝承しているのであろう。

捕獲を目的とした用具はやはり見られなかった。早稲の田んぼに仕掛けられた三枚網（大利根町）は、他の田んぼより出穂の時期が早い早稲の実を守るための物である。漁業組合の取り決めのなかで使用禁止となった三枚網を利用していた。実際にスズメがかかる事もあるようだが、この網を仕掛けておくだけでスズメが近づかないという事である。似たものとしては、手ぬぐい大の網を田んぼに仕掛けている例（加須市）もある。こちらは網の大きさを考えても捕獲は難しいようである。

#### （４）埼玉県発行の『鳥害防除指針』について

行政文書のなかに昭和12年12月27日付の「江戸川筋御猟場内町村有害鳥駆除内規ニ関スル件」が保管されている。その綴りのなかから一部をここに紹介する。

『鳥害防除指針』は、昭和8年11月15日に埼玉県から発行された小冊子である。

その緒言に、

「埼玉県下江戸川筋御猟場区域内三町十五ヶ村ニ於ケル各種鳥類棲息ノ現況ハ雀ヲ除クノ外ハ交通機関ノ発達耕地ノ改良並ニ拡張適種作物ノ変遷等ニヨリ鴨、雁等ノ水禽類ノ渡来棲息ニ付イテ近時ソノ数著シク減少セルガ如キモ環境等ニヨリテ尚ホ如上水禽類並ニ地付鳥類ニヨル農作物ノ被害減少ナラザルモノアルニ鑑ミ宮内省ニ於イテハ疾クニ憂慮シ被害ノ軽減又ハ絶滅ノ方法ニ関シ県当局ト協議ノ結果県ハ大正十二年ヨリ昭和七年ニ至ル十ヶ年ニ亘リ水稻苗代、水稻本田、陸稲、大麦、大豆、慈姑その他各種果樹類等ノ鳥害防除ニ関スル試験ヲ実施シ略ボソノ結論ヲ得タリ左ニ防除上比較的容易ニ適用セラルベキ事項ヲ摘録シテ防除実施上ノ参考ニ供セントス。」

とあり、対象区域を江戸川筋御猟場区域内町村（埼玉県東部を中心とした北足立・南埼玉・北葛飾の3郡下の町村）に限っているが、防除方法が具体的に記されているので参考としたい（註2）ここでは全文を引用することは避け、目次を軸にそこに用いられる防除方法を付記し、各々の説明について詳述する。

#### （目次）

### 第一 水稻苗代ノ鳥害防除

#### 一 雀ノ防除方法



早稲田に張られていた三枚網（大利根町）



網（寄居町）

#### （具体的な防除の方法）

#### 鉛丹塗抹 鳥追い 白糸張

- 二 水禽ノ防除方法 張繩点火 張繩燻煙 普通張繩
- 第二 水稲本田ノ鳥害防除
  - 一 雀ノ防除方法 白糸張 案山子 鳴子 威銃 爆音機 赤布張 霞網
  - 二 水禽ノ防除方法 点火 普通張繩
  - 付 鷗に対する特別防除 野半纏 股引
- 第三 陸稲ノ鳥害防除
  - 一 キジ、鳩ノ防除方法 鉛丹塗抹 普通張繩
- 第四 大麦ノ鳥害防除
  - 一 キジ、鳩ノ防除方法 普通張繩
  - 二 雁ノ防除方法 普通張繩
- 第五 大豆ノ鳥害防除
  - 一 キジ、鳩ノ防除方法 鉛丹塗抹
- 第六 慈姑(くわい)ノ鳥害防除
  - 一 大鴨、雁ノ防除方法 点火 普通張繩 笹竹
- 第七 梨・李・枇杷・無花果・柿ノ鳥害防除
  - 一 尾長、椋鳥ノ防除方法 風鈴 風車 ビール罫 模造紙
- 第八 結論(鳥害防除指針総合)
- 第九 埼玉県下江戸川筋御猟場区域鳥害防除奨励内規
- 第十 埼玉県下江戸川筋御猟場内町村有害鳥駆除内則

#### 鉛丹塗抹

塩水選を行った種子に鉛丹を塗抹すること。

種子に鉛丹を塗抹しても発芽には殆ど影響がないが、種子が乾燥しないように注意すること。

経費は、苗代一畝歩に付カゼイン・石灰代をあわせて約20銭内外

#### 白糸張

白い木綿糸を播種する苗代の上位約2・3尺の高さに縦横3、4尺にはる。

また、乳熟期に達するころ、稲穂上より1尺位高く縦横にはる。

時期は、播種と同時に行う。

経費 苗代一反歩に付白木綿糸約2円内外

#### 張り繩点火

圃場の周囲に竹をたて地上4、5尺上位を縦横2間内外の間隔に張り繩し、なお周囲には地上7寸位および3、4尺の2段に横繩を張り毎夕刻午後6時ころより、翌朝日の出前まで硝子張石油灯(電光5燭光程度)を地上10尺位のところに装置点火す。地上7寸位のところにおける横繩は、雁、鴨、鷗等の遊走侵入を防止する効果顯著にして単にこの横繩1段張りのみにてても被害の防除を期し得べし、なお灯火は三反歩内外

の区域に対し効果あり。

時期は、播種から発芽後 1 寸内外に達するところまでの約14日間。

経費は、苗代一反歩に付竹および縄代約 1 円60銭、硝子灯 1 個および石油代約 1 円、合計 2 円60銭内外

#### 張り縄燻煙

張り縄点火方法と同様に張り縄をし、毎夕刻午後 6 時ころより、翌朝日の出前まで圃場の周囲 2 か所に 3 斗位宛粃殻を推積してこれに点火燻煙する。

時期は、播種から発芽後 1 寸内外に達するところまでの約14日間

経費は苗代一反歩に付竹および縄代約 1 円60銭、粃殻 8 石 4 斗約 1 円20銭  
合計 2 円80銭内外

#### 普通張縄

圃場の周囲に竹をたて地上 4、5 尺の上位を「張り縄点火・燻煙」よりも間隔を狭くして縦横 7、8 尺間隔に張り縄し、なお周囲には地上 7 寸位および 4、5 尺の 2 段に横縄を張る。

時期は、播種から発芽後 1 寸内外に達するところまでの約14日間

#### 赤布張

水田において、赤色木綿の布を幅 5 寸長さ 2 尺 5 寸ないし 3 尺位に切ったものの、両端に細篠を縫い込みその篠の中央部に各 1 尺程の糸を付け、これを長さ 6 尺程の 2 本の棒に結び付け、棒を両側にたて高さ 5 尺位のところで赤布が風のままに異様の動揺をするので雀の害を相当に予防することができる。

最も被害を受けやすい乳熟期より収穫期の間に行うのが有効である。

経費は、反当たり赤色木綿の布および材料費約50銭内外

#### 案山子・鳴子

人家付近の田には鳴子を、人家より離れたる田には案山子を装置して防除する。

この方法は、白糸張りに比べて効力はやや劣るけれども雀の害のあまり多くない地において行うのに適している。

#### 鳥追い

集合又は協同苗代を設置して毎日組合員交代に石油空缶を打ち鳴らし鳥追を行う。

鳥追時期は播種より発芽七、八分に伸長する迄約八日間。

#### 霞網

飛行中の小鳥やきじや鴨の類を取るため、鳥の通過する所に仕掛けておく網。積極的に捕獲する場合に主に用いられる。

#### 威銃

乳熟期より空砲を放ち鳥を威嚇する。(威銃の許可期間は 5 月 1 日から 9 月 30 日)





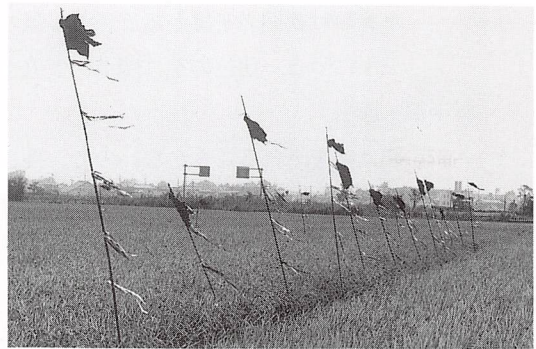
カラス型（鷲宮町）



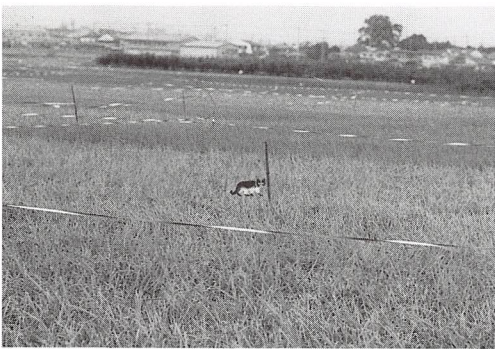
カラス死がい型（同左）



目玉型（加須市）



ビニール袋（同左）



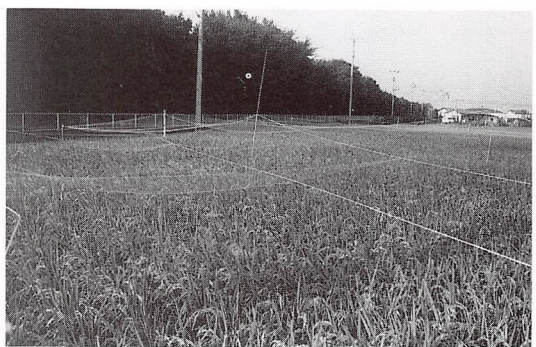
猫型（加須市）



案山子（鴻巣市）



スズメオドシ（川島町）



網（美里町）

10町単位1日20発の発砲で1発1銭で20銭。実施期間50日間として10円内外を要する。

#### 爆音機

カーバイトガスの爆発を利用する。竹筒に投入したカーバイトに水を注いで発生したメタルガスに点火して爆音を発する装置。ただし、毎年9月20日より翌年4月30日までの期間は警察部から使用を禁止されているので、それ以外の期間に使用する。

最も被害を受けやすい乳熟期より9月20日ころまでの期間に行うのが有効である。

#### 笹竹

三坪に対し笹竹を約二本の割合で立てる。

#### 点火

水禽類は夜間光を感じると恐れて落ち着かなくなるので、ガラス張石油燈を二反ないし三反につき一個位の割に圃上の上位十尺内外の位置に点火する。

#### 野半纏・股引

鶴は縄を恐れることがないので、長さ三、四間の竿上部に紐二、三尺を付け、これに古い野半纏・股引を一着そのまま結び付けブラブラするように斜めに一反歩に6、7本を立てる。

#### 風車・風鈴

風車は一個所一個で良いが、風鈴は一個所三個以上を枝上に露出して装置し、集団移行する鳥が枝に止まる際に音を発するようにする。

#### 模造紙・ビール罎

詳細な記述はない。尾長鳥防除の成績は、風鈴・風車・ビール罎・模造紙の順に効果があるという。ガラス罎については、鳥が近付いた時にその姿が映るので驚いて逃げるとして、今でも畑などに立てておく所が多い。

以上である。これらによると張縄にも各種あることや、点火・燻煙も合わせて複合的に防除が行われていたことがわかる。

## 4 年中行事の中に見られる害鳥除けの行事

まず、田畑の害鳥を追い払う小正月の行事としてトリオイがある。これは、予祝儀礼として行われるもので、悪霊や害のあるものを送ってしまおうという行事である。

ヌルデ・ニワトコの木で作られる小正月用の祝い棒も鳥追いに使われることが知られている。

「七草ナズナ、唐土の鳥が、渡らぬ先にストンストン……………」といった正月七日の七草を刻む時の唱えごとにもトリオイの意味合いが含まれていると推測されている。

この害鳥よけのトリオイの行事から遊芸の徒のトリオイが生まれるのである。

次に、お田植え祭りでもトリオイの所作が演じられる。演目のなかに「鳥追い」が入っている事が多い。この祭りもやはり稲作の予祝儀礼としてその意味を持つもので、農作業の各過程を模擬的に演じる神事として知られている。「トリオイ」の演じられる順番は、種まきの後になることが多



い。収穫の前に演じられるのではないので、水口祭りと同様の意味合いを持つものかも知れない。

その水口祭りでは、焼米を作って供える。周知のとおりこの日は苗代に種籾を蒔く。その生育を願って水口に供えものをするが、そのなかに焼米がある。これは、鳥がまずこれをついばみ苗代の籾を食わぬようになるからだという。人間郡でもこの焼米を特に「鳥の焼米」と称する所があるという。

八朔の行事にもトリオイがある。八朔は、旧暦では9月8日にあたる。このころがちょうど出穂の時期なので、その穂を食い荒らされる事がないようにという事であろう。鳥取県の事例では、大声をあげて鳥追いをしながら田の畔を歩いて作頼みをするという。

年中行事のなかで、トリオイの行事がこれだけ 鳥追い(山形県)『年中行事図説』よりあるのだから、実際の防除に携わる時も「祈り」は自然に伴ったのではないだろうか。行事と実際の行動の間にはどのような隔りがあるのだろうか。



## 5 まとめ

田畑を賑わせている様々な防除用具には、実質的な「鳥を追い払う」という目的以外に「祈り」の断片らしきものが込められていることが窺える。柳田は、案山子の形態がかわっていくことを信仰の合理化または呪法が技芸となっていく過程と認めている。初めて案山子を立てた人の心持ちは、「これが自分達の姿のように見えて、相手を誤解させようといふのではなかった。形はどうあらうともこれが霊であって、寧ろ人間以上の力で夜昼の守護をするものと信じられていた。」(註3)というのである。人形の案山子は神格視され、長野県では山の神が山から下って田に来て案山子になるといい、またトウカンヤの行事として10月10日をカカシアゲ、ソメの年取りなどといって案山子を田から持ってきてまつる習俗や、正月14日にヌルデでカカシ神を作ったり(群馬県)、同日カカシダテといって案山子を立て膳を供える地方(新潟県)もある。

霊が宿るのであれば、それに関する行事類、例えば案山子上げなどの調査をしてみたいものである。盆棚用の五色のハタを田圃に立てるとスズメよけになるという(松伏町)事例も、実質的な効果とともに盆の期間中に行われるノマワリに通ずるのかもしれない。

たしかに現在ある防除用具は完全なものとはいきれない。科学技術が発達したこの時代に、もっと経済的で効率の高い防除方法が考えられるはずである。しかし、「一網打尽」にしてしまわない、ほどほどのところで手加減しておく、このことが心にゆとりを与え信仰を生むといえないだ

ろうか。

「輪廻<sup>りんね</sup>」という言葉がある。生まれ変わって死に変わる体系の中で、食物連鎖のバランスを崩す事があってはならない。魚・鳥・獣類は、貴重な動物性栄養源であり、被害はあるが利益を得ることもできるのである。

柳田がいうように信仰の合理化が進んだとすれば、現在田圃にたつ案山子の類に、信仰の心を求める事ができるだろうか。たんに人間の代わりに田の番をするだけの事なのだろうか。潜在的な信仰心がゆとりを生むのであれば、鳥類と人類との関係をゆとりあるものにしておきたいものである。

- 註 1      明27・4・12 「農商務省へ農作物害虫調の件回答」  
            明27・5・16 「入間郡長へ害虫駆除の件通牒」  
            明27・8・14 「北足立郡長へ稲田害虫駆除法の件に関し通牒」  
            明29・7・6 「害虫駆除予防法施行細則発布関係書類」  
            明29・7・21 「稲田害虫報告」  
            明12・12・27 「病虫害予防奨励規則中改正の件農務局長通牒」
- 註 2      捕獲法については、大久根茂 『江戸川筋御獵場と埼玉鴨場—その沿革と古式獵法の実際—』 「埼玉県立博物館紀要 7」1980に詳しい。
- 註 3      柳田國男『案山子祭』 「定本 柳田國男集 13」